

千葉県議会議員一般選挙中央区選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

千葉県議会議員一般選挙中央区選挙区選挙長 増田昌彦

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県中央区役所 (きぼーる11階) 千葉県中央区選挙管理委員会	令和5年4月6日 午後5時10分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項の規定によるくじ	同 上	令和5年4月6日 午後5時15分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の日